

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第16回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年7月26日（火） 16:00～16:49

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

加藤 憲一、古賀 伸明、篠崎 悦子、菅 美千世、杉山 武彦、多賀谷 一照、  
田尻 嗣夫、永峰 好美、樋口 清秀 （以上9名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、  
徳光 歩（貯金保険課保険計理監理官）、渡辺 秀行（検査監理室長）、  
長塩 義樹（郵便課長）、吉田 宏平（郵政行政部調査官）、  
徳永 誠司（貯金保険課長）、井上 雅夫（信書便事業課長）、  
岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに  
事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可

## 開 会

○田尻分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第16回会合を開催いたします。

本日は委員11名中、既に8名がご出席いただいております、あとお一方、間もなくご到着の予定でございます。定足数を満たしておりますので、開かせていただきます。

なお、本日の会合は企業の情報が含まれておまして、これを公開いたしますと、当事者、もしくは第三者の利益を害するおそれがあると思われまますので、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書きの規定を適用いたしまして、本日は非公開ということで行わせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、まず会議に先立ちまして、先日、総務省において人事異動があったとのことでございますので、異動された方々、順にごあいさつをいただければと存じます。

○長塩郵便課長 今回、郵便課長になりました長塩でございます。どうぞよろしく願います。

○徳永貯金保険課長 今回、貯金保険課長に就任いたしました徳永と申します。どうぞよろしく願います。

○渡辺検査監理室長 検査監理室長に就任しました渡辺です。どうぞよろしく願います。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

○田尻分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日は、諮問事項1件のみでございます。諮問第1053号から1055号、特定信書便事業の許可及び事業計画変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可につきまして、まず総務省のほうから説明をお願いいたします。

○井上信書便事業課長 それでは、お手元の資料に沿ってご説明を申し上げます。信書便事業課長の井上でございます。よろしく願います。

資料の16-1から16-3のほうになるかと思いますが、まず、早速でございますが、中身に入りますけれども、16-1、最初のページ、諮問書でございます。今回は新規の許可申請が、ここに書いてありますテイケイ株式会社外4者です。

それから、既に許可を受けておまして、中身の一部変更になるのですけれども、それがインターナショナルエクスプレス株式会社外2者、したがって、全部で8者ということになります。

今回、新規が5者ということで、いつも夏のこの時期の審議会では大体10者ぐらいの方々の許可をすることが多いのですが、今回、ちょっと少なくなっております。震災の影響がまだあるのかもしれませんが、そこら辺、ちょっと事情はよくわからないところがございますが、とにかく今回は5者ということでございます。

これらの方々の許可申請、あるいは認可申請の概要が別紙1というところになります。

1 ページのほうを開けていただきまして、まず新規の許可申請者の概要ということで、この1 ページから2 ページにかけて、5 者、並んでおります。

左のほうから申請者名、資本金、主な事業という順番で並んでおりますけれども、いつものように特徴を幾つかかいつまんでご報告いたしますと、まず、今回、5 者のうち3 者は、主たる事業が警備業ということであります。

しかも、そのうち4 番と5 番のほうの会社は総合警備保障、すなわちALSOKのグループ会社ということになります。

ALSOKのグループ会社は、これまでも実は6 者許可をしておりまして、ALSOK本体も許可事業者になっているのですけれども、本体のALSOKでは、ALSOK電報というのを、電報類似サービスなんですけど、これはスタートされております。

今回もALSOKがこの2 者のグループ会社と協定を結ぶ形で、全国的に展開しているサービスの充実を図っていくという意向をお持ちで、今回もその一環という意味合いもあるかなというふうに存じます。

ほかは2 番のホクタテ、これはビルメンテナンスを中心になさっていらっしゃいますけれども、警備業のほうの許可もお持ちです。

3 番が赤帽兵庫県ということで、赤帽は全国で既に3 3 組合が入っておられまして、今回、3 4 番目ということになります。

資本金等はいずれも1 億円に満たないということで、中堅・中小の企業ということになるわけであります。

次に、右のほうを見ていただきたいのですが、提供サービスの概要ということですが、皆さん、特に警備会社とか、ビルメンテナンス会社がそうですね、顧客企業があるわけで、その顧客企業の本社と支店の間を連絡して信書を送達するという巡回的な業務、これが1 つの柱になっておられるということ。もう1 つは、スポット的に発生する信書の送達で、その2 つを主に柱としてやっつけていかれるということのようであります。

それから、特に2 番のホクタテと3 番の赤帽兵庫県につきましては、この後、業務委託を予定しておられまして、信書の送達などにつきましては、業務の一部を他社に委ねるということを予定しておられますけれども、それ以外の1 番、4 番、5 番の事業者につきましては、いずれもすべての信書の配送を自ら行うということで考えておられるところですよ。

続いて、3 ページのほうへ移っていただきまして、変更申請の概要について簡単にご紹介いたします。ここに記載されています3 者は、いずれも信書便のサービスは開始されており、それぞれ実績も出ているところですが、今回、業務の追加その他ということで、事業計画等を変更する必要があるために認可申請がなされたというところがございます。

簡単に申しますと、6 番目に書いてありますインターナショナルエクスプレス、こちらにつきましては、今回、民間企業の信書便物の取り扱いを念頭に、1 号役務を今までに加えて始めたいという変更の認可申請です。

7 番の真田運送につきましては、こちらは中国地方で市役所等の公文書の集配等を中心に行っているのですけれども、顧客が増えてきたことがあって、信書便管理者を適切に配置したいということで申請が上がってまいりました。

8番のカトウにつきましては、こちらは愛媛県で事業をなさっておられますけれども、愛媛県には離島があるということで、離島に信書を運ぶ際に、公共交通機関を利用するというのが予想されるので、それに応じて信書便管理規程の見直しをしたいということで、申請が上がってきたということでございます。

4ページのほうへ引き続き参りまして、事業の収支でございますが、まず4ページのほうからは収入でありますけれども、この様式は前回から少し修正を加えているのですが、いわゆる1号、2号という役務ごとに見込まれる通数、それから単価で、その掛け算として事業収入というような形で横に並んでいるという形になっています。

ブルーになっているのが1号役務です。縦・横・高さが90センチ以上とか、あるいは4キロ以上というような大きな信書の送達というところでございますが、これにつきましては巡回ということで、大体、どの事業者もそうなんですけれども、ご自分で回られるルートをあらかじめ想定しておられまして、そのルートを定期巡回することによって信書を運ぶのだというような形でございますので、ある程度、ボリュームも安定的に見込まれるということで、比較的大きな数字が書いてあるかなと思います。単価的には数百円ということで、中には■円というような方もおられますけれども、大体、数百円程度ということです。

ただ、ちょっと例外的に、次のほうのページで■は、ちょっと表が込み入っていますけれども、■円というふうな単価がありますが、これはこの■が航空貨物を中心にやっておられるものですから、この信書便に関しても、大阪を中心としたり、東京だとか、あるいは逆に福岡などというような形で、遠隔地に送るということを想定しておられて、1号でありながら単価が高くなっておられます。

それから、3号役務、1,000円以上ということになりますけれども、緑色で下地が塗ってあるところですけども、これにつきましては、どちらかという、スポット的に発生するものに対応することが中心なので、通数的には少なくなっていますけれども、単価は、今、申し上げたようなことで、ちょっと高いということになっております。

各社の信書便収入が右のほうにありますけれども、大体、年間で数千万円程度、1,000万円程度から数千万円というような形で想定しておられます。

今度、6ページのほうへ移っていただきまして、支出あるいは利益というところになりますが、今、ご説明した収入の左のほうに、ちょっと小さな字でありますけれども、書いてあります。その横から今度、信書便の支出のほうでございますが、通常、信書便事業というのは、人件費がどうしても大きくなるのが特徴かなと思うのですけれども、先ほどちょっと冒頭に申しましたが、そういう送達の部分を他社に委託するという事業者に関しては、自らの人件費というところではなくて、その委託費のところがかさむということで、具体的にはその他という欄に、例えばホクタテであるとか、その次の赤帽兵庫はこの比率が大きくなっているというのは、そういうことが原因であります。人件費、経費、減価償却費等と、このような比率で配分されているところなんです。

最後のところで、収入マイナス支出で利益ですけども、これは信書便の営業利益ということになりますけれども、どちらかという、相対的に利益率が少ない、1けたというよ

うなことで、少ないなというところについて、一応、要因を考えられるところをピックアップしておりますけれども、例えば[ ]で申しますと、やはり配送員を、あるいは配送車両も専担・専用で置いているため、コスト高につながっていると言えるのかなと思われま

すが、[ ]につきますとは、業務委託を行うということを先ほど申し上げていますが、その委託費の割合が[ ]ということで、[ ]そこら辺をある程度、高く見込んでおり、利益率が少し少なくなっていると思われま

す。9ページのほうへお移りいただきまして、資金計画ですが、いずれの方々も純資産をお持ちであって、事業開始に要する資金は純資産の範囲内ということですので、問題はないかなと思われま

す。10ページから11ページのほうへ参りますが、引受けだとか、配達の方法というようなことですが、これらは信書便約款に記載されまして、そちらを別途審査した結果、問題はないというふうに考えております。

12ページから参考資料でございますが、14ページのほうへ行かせていただきまして、今回の5者、新しい許可業者が許可されますと、信書便事業者が全部で351者になるということでございます。その同じページの下のほうに、各業界からの参入の状況が書いてありますが、いつも申し上げているようなところかもしれませんが、貨物運送業が一番多いのですけれども、警備業、今回、3者おられますが、警備業が2番目というようなことになってございま

す。次の15ページ、16ページあたりは、個々の事業者の管内ごとに参入している様子でございます。

それから、資料の16-2は、信書便約款の設定及び変更の認可ということですが、この約款と申しますのは、いわゆる信書便の提供サービスの内容を定めたものでありまして、各事業者はこれを店舗内の見やすいところに張り出しておかなければいけないということでございます。各者の約款の設定の状況等々を審査いたしました

が、いずれも問題ないということと判断しております。資料16-3でございますが、これは管理規程の設定及び変更の認可ということですが、信書の秘密の保護を図るために、事業者として守るべきことを定めたものでございま

す。以上が今回の申請概要及び審査結果でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞご遠慮なくご発言いただければと存じます。

どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 すみません。2点ばかり質問させてください。

まず、1点ですけれども、この申請書類を見られて、「適」という判断をされていま

すけれども、その基準というのは、現物を確認しなくても、その文書だけで判断された結果か、それとも現場に行って、確かにこういう配車があるとかいうことについて確認されているような形でしょうか。まず、1点、そこを。

もう1つですけれども、2者が他者に委託するという話になりますね。そうすると、その他者の信書の秘密の保護のルール、これを守るべき義務が当然あるはずなのですけれども、その審査というのは要らないのですか。

○井上信書便事業課長 まず、1点目のほうですけれども、基本的には新規のものにつきましては、紙の上で審査をしております。

ただ、これから事業者になろうという人から申請が上がってくるので、もし不確かなところとかがあれば、もちろん問いかけはしますけれども。

あと、事業体として存在しているかどうかということは、当然、法務省が発行する登記事項証明書を添付書類として申請者に提出させますので、それでどういう会社かを確認します。また、欠格事由照会と言っていますけれども、例えば役員に犯歴があったりしないとか、そういう法律上、求められているものは、それはそれでチェックしてございます。

あと、許可がされますと、その後で、今度は検査に入りますので、例えば約款が店舗の中に張り出されているかどうかとか、そういうことはチェックをしていく形になります。

それから、2点目におっしゃった、これから許可がされた後で委託契約を結んでいくというようなことですけれども、それはまたそのときに、我々のほうで審査基準があって、それに基づきチェックしながら業務委託の認可をしていくということになります。その委託先につきましても、管理規程と同じような信書の秘密の保護が図られるということを前提として認可をするということで大丈夫かなと思っております。

○樋口委員 わかりました。

○田尻分科会長 今のご説明ですが、例えばオートバイを使って3時間以内に配達するサービスの場合には、現場での実際の走行の調査といたしますか、審査といたしますか、やっていたら承知していますけれども、その点をちょっとご説明いただけますか。

○井上信書便事業課長 すみません、ちょっと補足させていただくと、今回はありませんでしたけれども、2号役務というので、信書便物が差し出されてから3時間以内にお客様に届けるというものがございます。その場合には、確かに3時間で届けられるかどうかということを我々のほうとしてもチェックをいたします。

事務方から補足説明をいたします。

○信書便事業課 3時間で送達できるかどうかということにつきましては、総務省において、全国の警察や高速道路会社から提供された交通情報を一元化したデータを基に構築した最新の交通情報の配信システム、及びそれをリアルタイムにパソコン上に反映するソフトウェアを有償で利用しており、それに基づいて、制限速度とか、そういうようなものを見ながら、3時間以内で送達できるかということについて確認をしております。

その結果、3時間以内に配達できるということが確認できたものについて、許可をしているというところでございます。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。



(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の議題は終了いたしました。

この際、委員の皆様から、せっかくの機会でございます。何かご発言ございましたら、いただきますが、いかがでしょうか。

○樋口委員 ちょっとよろしいですか。2点なのですが、1つはネットで、申し上げにくいのですが、郵便局の犯罪というのを出すと、20年度で被害額が20億円、21年度で18億円の郵便局の被害金額があるというのが出ているのですが、これに対して、ここの文章、ネットでとっている文章ですから、正しいかどうかわかりませんが、金融庁・総務省が一応、指導、改善命令をしたというのが10年4月23日の書き込みにあるのですが、それと、この間、起こった日月警備保障の6億円の搾取ですね。あれに関しましては、警視庁ですが、警備保障のルールが守れていなかったという話で、何か業務停止命令が出ているのですね。そういうところに6億円も預けている郵便局の体制というのはどうなるのか、ここの委員会で何をしたらいいのか、よくわかりませんが、ちょっと郵便局の管理の信用度を大幅に損ねるような事態が、この間、起こって、暴力団の何とかというのにも名前も出ていますから、相当、お金のありかがわかっていて、集中的にねらったようなところがあるのですが、それはちょっと郵便局の資金管理としていかがなものかと思うので。この被害額の問題と、この間の6億が、警備会社の警備員が1人で6億円を管理していたということは、通常の世界ではあり得ないと思うのですが、その辺は総務省としてどう対応されていますか。それをお聞きしたいのですが、いかがですか。

以上です。

○菊池企画課長 まず、1点目の郵便局の犯罪の指導でございますけれども、最近、非常に高額な犯罪が3件ぐらい多発しておりました。ということで、金融庁と歩調をそろえる形で改善策を求めたところでございます。

大体、高額につながりますのは、普通は預かり証を切ってお金等々のやりとりをするという、そういう基礎的なものができていなかったというのがわかっておりますので、その辺の徹底をするような取り組みを、今、局会社のほうでつくってまいりましたので、それに基づきまして、今、取り組んでいるところでございます。

これはもう四半期に1度ずつ、どのような効果があったのか、どのような取り組みをしたのかというのを報告させることになっておりますので、それを見ながら、また不足であれば、追加のものを考えていきたいと思っております。

あと、日月につきましては、これは委託契約が地方レベルまでに権限移譲されているものだということで、普通であれば、本社できちきちやるのですけれども、地方で少し中身を精査しないで委託してしまったというようなことらしいです。

今回は東京都、関東でございましたので、そこはもう全管内、もう1度、よく調べてくれという話にしておりまして、それが多分、あしたの取締役会にその結果がかかるやに聞いております。

まだ我々は報告を受けていないのですけれども、それに伴いまして、いろいろチェックポイントの規定が不備であったということも判明しておりますので、その辺も含めて



整備をするというふうなことは内々に聞いてございます。

あとは、我々としましては、この6億円をちゃんと取り返せるのかどうかということでございますけれども、一応、日月のほうでは保険をかけていたということが判明しておりますので、局会社を通じまして、先取特権を申請して、先取特権はつけたというところまで聞いておりますので、あとは保険が満額おりるのかどうか。その要件が充足しているのかどうかということになってこようかとは思いますが、債権保全のほうにつきましては、できる限りの措置は今のところ局会社はとっているというような状況でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

ほかによろしゅうございます。篠崎委員。

○篠崎委員 せっかくここに日本郵政グループの平成22年度決算の概況というのが配られておりますので、読めばよいと言えば、それまでですけれども。

○菊池企画課長 いやいや、この後、説明いたします。すみません。

○田尻分科会長 今、説明いただきますので。

○篠崎委員 よろしく願いいたします。

○田尻分科会長 特にほかのご発言はございませんでしょうか。

それでは、事務局から、今、ご指摘の平成22年度の日本郵政グループの決算状況をご説明いただけますでしょうか。

○菊池企画課長 では、私のほうから総括的な説明を申し上げたいと思います。

通常であれば、5月が決算の公表期でございますので、前の審議会のときにかけるのが筋ではあったのですが、実は審議会のあとの3日後に公表ということでございましたので、5月の審議会でご報告することができず、時期を失ってしまったことはおわび申し上げたいと思います。

では、かいつまみまして大きなポイントだけ説明させていただきたいと思います。

まず、グループ全体でございますけれども、利益につきましては4,189億円ということで、対前年で7.0%の減少になってございます。今回の特徴は、もうご承知のとおり、3月11日に発生しました震災関係の災害損失がグループ全体で56億円、これを特別損失ということで計上しております。

あと、特徴的なところは郵便会社でございます。郵便会社、冒頭から一時金支給率引下げと書いてございますけれども、これはちょっと経緯がある話でございます。昨年7月、JPエクスプレス社を郵便会社のほうに承継したわけでございますけれども、そのときに、7月に大きな遅配事故が起こってしまいました。その後、いろいろ我々も何で起こったのかというようなことをヒアリングしたわけでございますけれども、郵便会社はその後、もうこのような遅配事故を起こさないということで、相当手厚く業務運行費というか、人件費というか、そういうものを積み上げた結果、中間決算が非常に大きな赤字になってしまったということがあり、では、どういうふうに経営を立て直していくんだというふうなことを、我々、報告徴求で求めた経緯がございます。

本年1月に、彼等が出してきましたのは、来年、24年度の決算では、会社全体で営業損益で黒字にしますと。あとはゆうパックは5年をめどに、これも収支均衡を達成しますというような、2つの目標を我々に提出しております。

その1つの施策としまして、人件費のスリム化ということで、一時金の支給率の引き下げというのを、本年の5月に妥結しております。今までは年間4.3カ月支給していたものを、3.0カ月まで圧縮したということでございます。

それが22年の決算におきましては、今年の夏からボーナス支給が3.0カ月になりますので、会計上、費用を麾下に配分しなければいけませんので、21年12月から22年3月までに積み立てました給与引当金を調整し直さなければいけないということで、22年の決算にも若干影響があったものでございます。

額にしまして、この額は160億円、人件費が減っているというようなことでございます。ということで、コスト自体は減っておりますけれども、郵便物数の減が2.6%、22年度は全体の物数で198億通、これは63年に200億通を超えてずっと増えてきて、また減少してきたわけでございますけれども、63年以降初めて200億通を下回った水準になってございます。

あとは、先ほど申し上げました遅配事故に伴います人件費なり、集配費の増ということもろもろから、経常損失では890億円。括弧の中は営業損失でございます。営業損失は1,460億円ということになっております。

ただ、わかりづらいのは、下の表を見ていただきたいと思いますが、郵便のところの一番最後の当期純利益を見ていただきますと、354億円のマイナスになってございます。これは対前年で120億円のプラスになってございますけれども、これは実は21年にJ P X関係で株式の評価損と、あとは貸倒処理、これを合わせました特別損失でございまして、800億円計上してございます。

ただ、その当時はまだJ P Xプレス社は倒産してございませぬので、税務上、損金算入ができなかったと。昨年7月に小計したときに解散してございますので、初めて税務上、損金算入ができるということで、21年にかけて特別損失が22年度に税金となって返ってくるということで、最終利益では354億円ということで、昨年よりもいい数字になってございます。

ただ、税引き前で見ますと、21年が233億円の赤字に対しまして、22年は884億円ということで、税引き前では当然ながら赤字額は増えているというような状況でございます。

2つ目が、郵便局会社でございます。ここはもうご承知のとおり、郵便会社とゆうちょ銀行、かんぽ生命から窓口業務を委託して、その手数料で食っている会社でございまして、当然ながら、今、申し上げましたように郵便物数が減っていると。後ほど説明いたしますけれども、貯金残高も減っている。かんぽ生命の契約件数も減っているということで、手数料自体も微減ではありますけれども、0.7%ほど減っているというような状況でございます。

一方、費用のほうでございまして、ここはかなり適正配置なり、人件費を相当厳しく管理しているところではございますけれども、それは結構限界に達しております。対前年で見まして、営業費用で0.4%の減にとどまっているという状況でございます。

ということで、最終利益は306億円で、対前年では7.0%の減少となっております。

ちなみに、ここもボーナスの一時カット、これはグループ全体でやっておりますので、各会社、ボーナスの支給率の引き下げに伴いまして人件費が圧縮されておりますけれども、ここはちなみに180億円、ボーナスの支給率を変えた影響額が出ております。

あと、ゆうちょ銀行とかんぽ生命、金融2社でございますけれども、この当期純利益はともに増えてございます。

ただ、銀行につきましては調達費用が下がっているというような要素で、利益自体が増えていましてございますけれども、先ほど申し上げましたように、貯金残高は174.6兆円ということで、これも下げどまりの傾向がまだ見られないと。

あと、かんぽ生命につきましては、これは3利源の1つ、利差が解消された。逆ざやが解消されたという、これは経営にとってはいい面ではございますけれども、契約保有件数自体は4,725万件ということで、またこれも対前年で下げがとまらないというような状況になってございます。

ということで、総括いたしますと、金融2社が結構いい決算の数字ではありますけれども、基礎体力が増えて収益率が向上したというような判断はまだできないと。

もう1つは、郵便でございますけれども、今の郵便物数の減をこれからどんどん続けていきますと、大体年間で収益が約500億円ずつ、郵便関係だけで落ちていくと言われておりますので、この辺の下げどまりに向けた取り組みをしなければいけないと。それは、ひいては郵便局会社の経営状況を左右するという状況になっているという状況は、21年とあまり変わっていないというようなことが言えるかと思えます。

私のほうからは以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

何かご質問ございますでしょうか。

○樋口委員 意見でよろしいですか。

○田尻分科会長 どうぞ。

○樋口委員 私、40年前に郵政の貯金の運用の仕事に関連会社でさせてもらいまして、学者になったのも郵政省のおかげで、ずっと足を向けて寝られない1人でありまして、ちなみに母親も郵便局員で特定局へ勤めておりまして、ずっと郵便局の動向には非常に関心を持って、今でもそうなのでございますけれども、少しはお役に立っているかなと思っております。

私、伊豆なのでございますけれども、かつての郵便局の、今、ほかには物流で佐川とか、クロネコがありますけれども、あんな田舎、人口8,000人の小さな町の局員の方々が、大阪からの赴任とか、全然そういう親近感がないのですね。

そうしますと、私のおばなんかもそうなのでございますけれども、昔は郵便局には何々さんの子供だねとか、どこどこさんというのが今はほとんどないものですから、かえって佐川とかクロネコが知り合いなものですから、そっちに荷物のほうを。信用のほうは郵便局だなどというので出かけていくようではございますけれども、年金を取りにというのは行くようではございますけれども、どうも物流のところはちょっと距離が大きいかなと。

もう1つ、実は私は今、台東区の教育委員をしまして、けさもラジオ体操なんですけれども、ラジオ体操はそもそも郵便局がやってきたはずなのに、郵便局のゆの字もないのですね。きょう6時からラジオ体操ですけれども、あそこには大変なラジオ体操

の組織がありまして、きょうは御徒町でありましたけれども、200人を超える方々が来るのですね。NHKですと、毎朝、ラジオ体操で、きょうは札幌からですけれども、2,000人の方がラジオ体操に参加するのですけれども、あそこに郵便局が来ても全然おかしくないなという感じですが、ここ4年、台東区で私は毎年夏、3回行くのですけれども、郵便局の方がほとんど参加しないというのはもったいないなという感じがしまして、どうも地域との連携が切れているなという感じがするのですね。

その辺は営業の力なのか、それともご遠慮されているのか、もし何かあったら私は応援はするつもりがあるのですが、民間会社だからどうかというのはありますが、どうも何か地域との密着感が足りないものですから、その分、損しているなという感じがするのですね。何とかとは思っているのですけれども。応援できればという、ちょっとつまらない意見ですが、以上です。すみません。

○田尻分科会長 大変興味深いご意見、ありがとうございます。

何か役所のほう、コメントはございますか。

部長、お願いします。

○福岡郵政行政部長 むしろ分科会長のほうから、何かコメントをいただいたほうがよろしいのかもしれませんが。確かにご指摘のとおり、1つは、まず民営化ということで、局長さん、あるいは社員の方々を含めて、意識の面で、従来の公社の時代でも公務員だったわけですから、少しはそういう意識の違いというのはあるのかもしれないというふうに思います。思いますが、ただ、民営化をいたしましても、郵便局が地域とのつながりの中で、これは業務面でもそうでございますし、信用面でも、また地域のコミュニティにおける役割が住民の方々からも期待されているという、片や従来からの意識というものも持っていらっしゃるだろうというふうには思うのでございますが、民営化という部分は1つあるかと思えます。

ただ、よく私どもも現場の郵便局長さん方等からも話を伺うわけでございますけれども、やはり民営化の中で、ご案内のとおり、特に従来の特定郵便局につきましては、業務上はやはり郵便貯金、保険という部分の窓口でございますから、ウェイトが高かったわけでございますけれども、1つは、やはり従来の郵便貯金法・簡易生命保険法という特別の法律のもとに業務をやっていたところから、銀行法・保険業法という一般業法に基づく民営会社になったということで、金融業務をやる上での、一般の銀行さん並みのきちっとした、例えばよく言われますのは、民営化されてから本人確認をしなきゃいけないということで、近所の方々、あるいは親戚でよく知っている人でも身分証明書を求めなきゃいけないとか。そういったことがよく言われますように、やはり従来の特定郵便局等の窓口でそういったコンプライアンスといいますか、そういったものをきちりやらなきゃいけない。また、そのためのマニュアルといったようなものもきちりやらなきゃいけないということで、本社から大量のものが送られてくる。そういった結果、現場の第一線の局長さんはじめ社員の皆様方が、業務に引っ張られて余裕がなくなってきて、地域とのつながりという部分に時間的余裕がなくなってきている。これはおそらく間違いない事実だろうと思えます。

もちろん民営化を進めていく中で、少しずつ改善されている部分はございます。

それから、今、宅配便の話もございました。ある意味で、特に都市部なんかにおきま

しては、取り扱い部数が多ければ多いほど、集荷にいたしましても、配達にいたしましても、より周密な対応ができますので、相対的にお客様と接する部分がやはりシェアの多いヤマトさんとか、佐川さんのほうが、接する機会が多くなってきているということもあろうかと思えます。

それから、これも1つの例でございますが、分社化をいたしました結果、これまで例えば郡部など、あるいは都市部も多少そうかもしれません、局長さんがそういうゆうパックの発送取り扱い、営業をやっても、従来ですと、みずから局長さんが車で集荷をできたわけでございますけれども、これも別会社になってしましまして、郵便局会社は貨物運送事業法の免許がございませんので、みずからは集荷ができないといったようなことで、ビジネスチャンスを取り逃すといったような。これは幾つかの例もございしますが、そういった例もあるということでございます。

意識という面では、引き続き地域とのつながりをという、またサービス面でも社員の方々、現場の方々は持っていていただいているようでございますが、現実になかなかそうもいかないという部分がございます。そういう点は非常に悩ましい部分かと思っております。

○田尻分科会長 大変ありがとうございました。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。次回の日程につきましては、確定をいたしました段階で、また事務局のほうからご連絡を差し上げたいと存じます。よろしく願いいたします。以上で閉会いたします。

閉 会